

## 習合思想から見た憲法十七条

藤 田 清

### 憲法十七条の構造

日本書紀の推古天皇十二年（六〇四）の条に、夏四月皇太子親しく憲法十七条を作るといふことがある。この年月については法王帝説に異説があるが、当時中国に流行した讖緯の説によつて甲子革命ということが信ぜられていたことから考え、甲子の年に当る推古十二年を期して革命（憲法の施行）を断行せられたものであろう。

またこの憲法が果して太子の親撰かどうかについても疑問を抱く人があるが、今日では聖徳太子の親作と認めておく方が妥当かと思われる。

憲法十七条の思想については、第二条に「篤く三宝を敬へ、三宝とは仏・法・僧なり」とあり、その他第十条の「忿を絶ち、瞋を棄てて、人の違ふを怒らざれ」のごときも仏教の不瞋戒を訓えたものと考えられるところから十七条を全体として仏教思想で理解しようとするものもある。太子が日

本最初の、仏教を理解した上での信仰者であつたことは、憲法以外の事実からも十分考えられるところであるが、憲法の全文を注意して読んで見ると、必ずしもそれ程特殊な仏教用語は多くない。むしろ儒家・法家に関する用語の方が遙かに多い。一例をあげると、第一条の冒頭の「和を以て貴しと為す」のごときも、恐らく論語（学而第二）の「礼之用和為貴」からとつたものであり、その場合、用の字の意味は、以（もつて）と同じであつて、「礼の和を用つて貴しと為すことは」と解すべきであるとせられる。その他辻善之助氏の「日本仏教史（第一巻）」によれば、詩経・尚書・孝経・論語・中庸・左伝・礼記・管子・孟子・莊子・韓詩外伝・史記・文選等からその材料を採つてあるという。

従つて、憲法十七条の思想が、一面は仏教、他の一面は儒教であることについては全く疑う余地はない。しかしその何れに重点が置かれているかをいうことになる。極めて困難である。従来聖徳太子といえは親鸞聖人の奉讃和讃のごとく

「和国の教主聖徳王」と讃仰し、ひたすら仏教者と見てしまふ傾向があつた。しかし摂政・皇太子という見地からは、その本領はむしろ政治家であり、政治に必要な儒家法家の思想が重視されねばならないということにならう。

十七という数についても、これを維摩経仏国品の十七事から来たものと見るのは、三経義疏太子親撰説から来た仏教的見方であり、これに対して岡田正之博士等の儒教的な見方もある。岡田博士の説についてはわたくしは次の様な理由から、太子がこれによつて十七条という数を決定せられたものではないかと思う。

岡田博士は『管子』の五行篇に見える、

天道以<sup>レ</sup>九制、地理以<sup>レ</sup>八制、人道以<sup>レ</sup>六制、以<sup>レ</sup>天為<sup>レ</sup>父、以<sup>レ</sup>地為<sup>レ</sup>母、以<sup>レ</sup>開<sup>ニ</sup>乎万物<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>總<sup>ニ</sup>一統<sup>一</sup>

によつて考えた上、天に九を数え、地に八を数えるあり方をとり、しかもそれが楚辭、淮南子の明示しているところであり、単に管子にのみ限らないことを明らかにして、春秋緯書の『春秋元命苞』に「陽数極<sup>三</sup>于九<sup>二</sup>」「陰極<sup>三</sup>于八<sup>二</sup>」を以て管子の説に説明を与えたものであるとしている。

曾てわたくしはこの岡田説に興味を持ち、十七条を九条と八条とに別つて考えたところ、前九条の中第一条と第九条との終りは「何事不成」となつており、第十条と第十七条の終りの部分も極めて類似しており、第十条は「是を以て彼人順

ると雖も、還りて我が失を恐れよ」とあり、第十七条は「唯大事を論ずるに逮びては、若し失有らんことを疑ふ」と何れも失の字を用いて反省を説いている。更に第一条から第九条までは文体が命令体と考えられ、第十条から第十七条までの中、五条は禁止体他の三条は何れにも所属しないものである。以上のことを考えて、憲法十七条は元來聖徳太子によつて明確に十七、すなわち天道地理を表現する数によつて構成せられたものであり、またその内容も天地陰陽の關係をあらわしていると思われるのである。

ところでここで問題になるのは、この憲法の中に敬神のことが掲げて無いことである。しかし敬神のことについては憲法制定の後三年、推古十五年に詔を下して、今朕が世に當つて、神祇を祭祀すること豈に怠りあらんや、と仰せられ、やがて皇太子及び大臣が百僚を率いて以て神祇を祭り拜みたもうたということが日本紀に見えている。決して神祇の祭祀をおろそかにせられたわけではない。従つてここに神祇崇敬のことが見えないのは、憲法十七条は当時の朝臣等に与えられた訓戒であつて、敬神のごときは余りにも広く普通に行われていることであり、ことさらにこれを喩す必要がなかつたのであるまいかといわれる。

### 習合思想と憲法十七条

神道と憲法十七条との關係については、今少し精しく考察する必要がある。それは太子も亦古代日本人であつたといふことである。古代人は一般に極めて宗教的であつたが、わけても太子は祭祀を重視する皇室の方であつた。そのことは太子の人柄を考える上で極めて重要な意味を持つと思ふ。

その場合古代日本人の考え方は極めて寛容であつて、「あれか、これか」と対決して二者択一を迫るといふ風でなく、むしろ「あれも、これも」とそのままに受容して時をかけてお互いに話し合い納得した上で和合してゆくといふあり方をとつたものと思ふ。その一例として日本書紀の第六の一書に次の様な神話が見える。大己貴神と少彦名神とは力をあわせこの国土の経営にあたつたが、ある時、大己貴神が少彦名神に向つて、二人協力してこれまでこの国を経営して来たが、果して成れりと謂えらんやと訊ねられた。これに対して少彦名神が答えて「或は成れる所有り、或は成らざるところあり」といわれたといふのである。これに加えて「是の談は蓋し齒深き致あらむ」といふ、恐らくは書紀編集者の批評の言葉がつけ加えられている。普通ならば、成れりといふか成らずといふかどちらか一つをとればよいのだが、ここでは何れをも捨てずに「あれも、これも」といふ答を出している。そればかりではない、この答にはどうやら深い道理があるらしいといふ批評を加えているのである。つまりこうした考え

方に対して深い共感を覚えているのである。恐らくこうした考え方は、少彦名神の神語として語り伝えられ、古代日本人の考え方を表現したものであろう。

こうした古代日本人の考え方は、聖徳太子の考え方にも通じるものであつたとは云えないであらうか。後世聖徳太子を習合神道の開祖とする説が行われたのも、こうした理由によるものであろう。例えば旧事記の説に、聖徳太子幼年の時、用明天皇の間に答えて、神道は根本なり、儒道は枝葉なり、仏法は花果なり云々といわれたとあり、この三教一致の説に基づいて、江戸時代には神儒仏一致の太子流神道も形成されたのである。葛城神道の開祖として知られる江戸時代末期の高徳慈雪尊者のごときも、

吾国往古は神道と云ふ名目なき也。聖徳太子より神道と云フ名が始まりしこと也。老子に無名は万物の初と云し。実に吾国神道の趣也。

と記している。

こうした説は必ずしも聖徳太子の精神をそのままに継承したものと云えないかも知れないが、儒教と仏教とが相伴つて行われた歴史の流を見ればその説のよつて起る所以も諒承できるであらう。自覚されない主体としての神道も今日の日本人の信仰が大部分、吉事、例えば子供の誕生にはお宮参りと称して神社に詣で、凶事、例えば死者の葬式は寺院で行う

のを常としている等の習合的あり方の中に明瞭に看取できない。人生の始終を違う宗教で行うというのも余り類例のないことであろうが、千数百年の間、それをどちらかにきめようとか、第三のものに統一しようとかいうことが行われなかつたことは、更に重要視されねばならないであろう。そうした態度は一面は寛容であり、一面はルーズだといえよう。これは神道でもあり、仏教でもあるということができよう。

しかし聖徳太子の場合にはこうした習合過程の基底に法とか理とかの尊重ということがある。あれもこれも受容して習合する過程で理とか法とかを重視し、これによつて習合してゆくのである。憲法十七条の十七という数が天道地理を表わすことについてはすでに説いたところである。十七条の中にも法とか理とかいう言葉は頻出する。例えば第一条の末尾には「事理自ら通ず、何事か成らざらん」とある。事と理なのか事の理なのか必ずしも明瞭ではないが、理を重視していることには間違いない。第十七条の末尾もまた「辞則得<sub>レ</sub>理」となつており、十七条が理の字で終つていたのである。その他、地理の部の最初に当る第十条には、われわれは皆「共に是れ凡夫のみ、是非の理、詎ぞ能く定む可き」と是非の理という言葉が用いられている。理を重視していることが窺われよう。また太子は理と同様に法を重視せられた。第二条は篤敬三宝章であるが、その三宝とは仏・法・僧であり、特に法

を重視して、「四生の終帰、万国の極宗、何れの世、何れの人か是の法を貴ばざる」と記されている。

それではその理なり法なりはいかにしてこれを明らかにすることができるのであるか。第一条には「上和下睦、諧<sub>二</sub>於論<sub>一</sub>事、事理自通」とあるが、よく考えて見ると、事理が自ら通じるためには、意見を異にするもの同士で十分納得のゆくまで話し合うことが大切だと教えられているのである。

それが事を論ずるにかなうことであろう。しかし事を論ずるにあたつては、意見はちがつてもお互いに相手を受け容れるゆとりがなくてはならない。初めから対立的、鬭争的では、事を論じてもお互いに納得できるといふことは難かしいであろう。「何事か成らざらん」といふのは大変重要な言葉であるが、これは話し合いによつて得られるのである。

これを要するに憲法十七条に神道が説かれていないことこそ、却つて神道の本領を見得るのではあるまいか。

注1・4 『聖徳太子全集第一巻』「憲法十七条に就て」(岡田正之) 参照。

2 『日本思想大系』聖徳太子集「歴史上の人物としての聖徳太子」(家永三郎) 参照。

3 『聖徳太子の太子理想(姉崎正治)』第二章参照。

5 『慈雲尊者全集第十巻』「神道灌頂教授式抄」。